第百三十条の九第一項中「ものとし」の下に「、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充塡するための設備（安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び液化ガス」を加え、同項の表㈠項中「玩具煙火」を「玩具煙火」に改め、同表中「表わす」を「表す」に改める。

第百三十一条の二第三項中「第百三十五条の十八各号」を「第百三十五条の十九各号」に改める。

第百三十五条の二十二を第百三十五条の二十三とし、第百三十五条の二十一を第百三十五条の二十二とし、第百三十五条の二十を第百三十五条の二十一とする。

第百三十五条の十九の見出し中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条を第百三十五条の二十とする。

第百三十五条の十八を第百三十五条の十九とし、第百三十五条の十七を第百三十五条の十八とする。

第百三十五条の十六第一項の表(い)欄㈠の項中「建ぺい率の」を「建蔽率の」に改め、同表中「建ぺい率限度」を「建蔽率限度」に改め、同条を第百三十五条の十七とする。

第百三十五条の十五の次に次の一条を加える。

（容積率の算定の基礎となる延べ面積に昇降路の部分の床面積を算入しない昇降機）

第百三十五条の十六　法第五十二条第六項の政令で定める昇降機は、エレベーターとする。

第百三十七条の八第一号中「おいて」の下に「エレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）」を加え、同条第二号中「増築前における」の下に「エレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
内閣総理大臣　安倍　晋三

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十三号

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行期日を定める政令

内閣は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行期日は、平成二十六年七月十七日とする。

法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
内閣総理大臣　安倍　晋三

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十四号

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項及び第八条第一項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六条第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二第一項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条第一項及び第百四十二条第二項、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）第五条第二項第三号並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二第三項及び第百六条の二十四第一項第三号（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百六十一　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

第九条の四に次の一号を加える。

百六　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

八十二　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百三十　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百十五　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号中「及び独立行政法人奄美群島振興開発基金」を「、独立行政法人奄美群島振興開発基金及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構」に改める。

第四十三条第六項第五号中「及び独立行政法人住宅金融支援機構」を「、独立行政法人住宅金融支援機構及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構」に改める。